

車検(継続検査)の流れ

・検査や登録のしくみ、検査手続きについて

検査の流れ

注) 継続検査の場合は、全国のどこの検査場でも受けることができますが、新規検査と構造等変更検査は、使用の本拠の位置(車庫)を管轄する検査場でなければ受けることができません。

検査の予約

受検の予定日が決まったら、下記サイトへアクセスし最寄りの検査場に検査の予約をしてください。
※ 希望日の2週間前から予約できます。

- パソコンの場合
自動車技術総合機構HP - <http://www.naltec.go.jp/>
- 携帯電話の場合
[自動車技術総合機構\(携帯版\)HP](#)



継続検査に必要な下記の書類の準備をして下さい。

申請書類の準備

- ① 自動車検査証(車検証)
- ② 自動車税納税証明書 (※ 省略できる場合があります。)
- ③ 更新される車検証の有効期間を充足している自賠責保険証明書
- ④ 検査票、検査登録印紙及び審査証紙
- ⑤ 重量税納付書及び重量税印紙
- ⑥ 継続検査申請書(OCRシート)
- ⑦ 法定点検整備記録簿 (※ 定期点検をまだ実施していない場合は不要)



※ ④～⑥の書類については運輸支局窓口及び自動車会館内窓口で用意しており、③についても自動車会館内窓口にて契約可能です。

※ ⑦の法定点検整備記録簿 [法定点検整備](#) であり、受検の前に点検整備されることをお勧めします。

検査の受付

必要書類に必要事項を記入したら運輸支局内の4番窓口にて受付します。

受付時間 : 午前 : 8:45 ~ 11:45
午後 : 12:45 ~ 15:45



検査の実施

※ 検査に不慣れな方は、受検する前に検査コース内を見学されることをお勧めします。

※ [受検の際は検査場内の禁止事項・注意事項をよくお読み下さい。](#)

※ その他、ご不明な点は検査場内の検査官にお尋ね下さい。

※ 指示された検査コースで、案内表示等に従って受検して下さい。

合 格



有効期間の更新

4番窓口にて下記の書類を提出してください。

- ①. 自動車検査票
- ②. 継続検査申請書
- ③. 自動車重量税納付書
- ④. 自動車検査証
- ⑤. 自賠責保険(共済)証明書
- ⑥. 自動車税納税証明 [\(※省略できる場合があります。\)](#)
- ⑦. 点検整備記録簿 [\(※定期点検をまだ実施していない場合は不要\)](#)

更新された電子車検証と新しい検査標章(ステッカー)が交付されます。
内容を確認し新しい検査標章を運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置に貼り付けてください。

※ [詳しい内容はこちらをご覧ください。](#)

なお、旧ステッカーは剥がしてください。



(終了)

継続検査の手続きは以上です。

不 合 格



点検・整備

不合格項目の点検・整備を実施します。

点検・整備実施後、再度検査コースに戻り検査を実施します。



検査の実施